

3～5歳児(2号認定)の保護者の皆様へ

10月から給食費の取扱いが変わります。

- 令和元年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化されるため、保育料についてはお支払いいただく必要がなくなります。
- 現在、3～5歳児(2号認定)の給食費は、
 - ・主食(お米など)分については直接、保育所等にお支払い、または現物を持参していただき、
 - ・副食(おかず)分については保育料の一部としてお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなります。今後は、主食分と副食分の給食費を直接、保育所等にお支払い等していただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
- 副食分の給食費を直接、保育所等にお支払いいただくようになることに伴い、負担が増える世帯が生じないように、副食費の免除制度が拡充されます。免除の対象者は以下のとおりです。
 - ・年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・所得階層にかかわらず第3子以降の子ども※第3子以降の算定基準については、これまでの保育料の多子減免と同じです。

※2号認定子どもの場合

～これまで～

～無償化後(2019年10月以降)～

